

◎対象になる方および対象住宅

事業名	補助対象者	補助対象住宅
『新築支援事業』	子育て世帯または支え合い世帯で戸建て住宅の新築工事（以下「新築工事」という。）を行う方	①新築の戸建て ②住宅の構造および生活形態等を総合的に判断し、戸建て住宅に相当する住宅と認められる新築住宅
『リフォーム支援事業』	①八峰町に住民登録されている方。ただし、移住者で新築、リフォーム、または空家購入後に住民登録する方については、住民登録日を実績報告の期限とします。	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
『空家購入等支援事業』	空家を購入する方（購入後の増改築工事およびリフォーム工事を含む。）。ただし、3親等以内の親族等からの取得でないこと。	空家
『住宅診断支援事業』	②世帯員の全員に町税等の滞納がないこと。ただし、移住者については、従前住所地等において納付すべき市区町村税等に滞納がないこと。	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
『耐震改修支援事業』	①持家住宅の耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）を行う方 ②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の耐震改修工事を行う方 ③親、配偶者の親または子の持家住宅の耐震改修工事を行う方 ④自らが所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の耐震改修工事を行う方	①自己所有の非耐震住宅 ②親、配偶者の親または子の非耐震住宅

◎対象になる経費

事業名	補助対象経費（※経費とは消費税込みの金額）
『新築支援事業』	新築工事に要する経費
『リフォーム支援事業』	①認定施工業者が施工した工事であること。ただし、空家の購入（取得）についてはそのかぎりではない。 ②平成31年4月1日以降に工事が完了し、申請年度の3月31日までに実績報告が可能な工事等であること。ただし、移住者で住民登録日より前に、新築工事、リフォーム等工事および空家購入等を行っている場合は、住民登録日から1年遡った日以降に完了していること。
『空家購入等支援事業』	※次に掲げる経費等については補助対象としません。 ①公共工事の施工に伴う補償費の対象となる経費 ②門・堀等、いわゆる外構工事に係る経費。ただし、配管工事の実施に伴うフェンスの取外し、再設置など、補助対象工事の実施に伴い必要な場合は、補助対象経費とします。
『住宅診断支援事業』	③別棟の車庫および物置の新築工事およびリフォーム等工事に係る経費 ④町のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上認められない経費 ⑤その他、補助金の交付が適当でない認められる経費
『耐震改修支援事業』	①空家の購入に係る経費 ②購入後のリフォーム等工事に要する経費 ③①および②に要する経費で、補助対象経費額が30万円以上であること。
	①住宅診断に係る経費 ②住宅診断士が実施する住宅診断であること。
	耐震工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。

★その他申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください。担当までお問合せ下さい。

■問合せ先 八峰町建設課建設係 ☎76-4610

はっぼうでHappo(y)なSmileづくりを応援します!!!

八峰町住まいづくり応援事業

町では、子育てしやすい環境づくり、安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築、リフォーム、購入、診断および耐震改修に要する経費に対して補助金を交付します。

八峰町の住宅施策！ここがポイント!!!

- ☑ 従来のリフォーム支援に加え、新築、空家購入にも対応しています。
- ☑ 各種特例加算により、きめ細かい支援を実現!!!
- ☑ 大規模化する自然災害から大切な住宅を守るため、木造住宅の『住宅診断支援事業』および『耐震改修支援事業』を追加しました。
- ☑ 移住者等（転入予定者）については、住民登録前でも申請可能です。

◎支援事業の種類

NO	事業名	条件等	一般世帯	子育て世帯【※1】	支え合い世帯【※2】
1	新築支援事業	補助率	—	100%	
		限度額	—	200万円	
2	リフォーム支援事業 (工事費30万円以上～)	補助率	15%	15%	
		限度額	30万円	30万円	
		(移住世帯特例) ※3	—	15%	
		(多子世帯特例) ※4	—	100万円	
3	空家購入等支援事業 (工事費30万円以上～)	補助率	—	50%	
		限度額	—	50万円	
4	住宅診断支援事業	補助率	—	100%	
		限度額	—	10万円	
5	耐震改修支援事業(※4) (工事費30万円以上～)	補助率	—	15%	
		限度額	—	80万円	
加算	下水道新規加入分【※6】		一律	10万円	

(注1) [1][2][3][5]の事業については、同一年度内か否かに関わらず重複して申請(利用)することはできません。

(注2) 平成30年度(2018年)に[1][2][3]の事業を利用した方は、限度額設定等により申請が制限されます。

(詳細については、交付要綱等でご確認ください。)

(注3) [4.住宅診断支援事業]については、申請件数が10件になり次第受付を終了します。

≪用語の定義≫

※1 子育て世帯

申請日において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または18歳以下までの子供を扶養している世帯をいう。

※2 支え合い世帯

実績報告日において、高齢者等(65歳以上または要介護認定を受けた者)と40歳未満の子等が同居、または同一敷地内で生活する世帯をいう。

※3 移住世帯

八峰町以外の市区町村から定住の意思をもって、平成30年(2018年)4月1日以降に転入した世帯をいう。

※4 多子世帯

申請日において、18歳以下の子供3人以上と同居している親子世帯をいう。

※5 耐震改修

住宅診断(耐震診断)による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上ならびに地盤および基礎が安全となるように補強を行うことをいう。

※6 下水道新規加入分

[2][3][5]の工事等に併せて、新規に下水道に加入した場合の加算分をいう。